

## 別添 1

### 令和5年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール実施概要

#### 1 応募

##### (1) 応募区分

ア 中学生の部

イ 高校生の部

##### (2) 応募資格

全国の中学又は高校生（原則として現在も在学する生徒）

##### (3) 応募作品

事件や事故等の犯罪被害について、「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、又は報道等により知り得たことなどを踏まえ、被害者の置かれる状況や心情を理解し寄り添うことの大切さについて触れつつ、大切な命を守り、被害者を生まず誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現することに関して、自分の考えや意見等を表現した作品とする。

##### (4) 応募規定

ア 形式

(ア) 1枚目の1行目に題名（内容にふさわしいもの）、2行目に学校名、3行目に学年、氏名（フリガナ）を明記したものとする。

(イ) 中学生の部は、1,200字（400字詰め原稿用紙3枚）程度とする。

高校生の部は、1,600字（400字詰め原稿用紙4枚）程度とする。

(ウ) 原稿用紙、罫線紙の別、縦書き、横書きなどの様式は問わないものとする。

なお、手書きに限らず、パソコンでの作成も可とするが、その場合は、1枚当たり縦書き又は横書き20字×20行で作成するものとする。

(エ) 自作、未発表の作品に限るものとする。

イ 応募作品の取扱い

(ア) 応募作品は一切返却しないものとする。

(イ) 応募作品の一切の権利は、警察庁に帰属するものとする。

(ウ) 応募者の個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲で利用するほか、応募者の同意なく、他の目的に利用することはしないものとする。また、警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはしないものとする。

##### (5) 応募方法

ア 「命の大切さを学ぶ教室」等受講者

「命の大切さを学ぶ教室」及び非行防止教室等の受講者による応募は、原則として、在学する学校に対して作品を提出し、同校を経て所在地を管轄する警察本部又は警察署宛てに郵送等で行うものとする。

なお、警察において学校から応募作品を収受する際は、学校と連絡を密にし、スクールサポーター及び警察官の学校訪問時等あらゆる警察活動を有効に活用すること。

## イ その他の者

「命の大切さを学ぶ教室」等受講者以外の者による応募は、前記ア記載の応募方法によるほか、在学する学校所在地を管轄する警察本部又は警察署宛てに直接作品を郵送等で行うものとする。

### (6) 応募締切日

令和5年6月15日（木）

## 2 各賞の選考方法等

### (1) 一次審査

#### ア 審査業務を委託した民間業者への送付

警察本部は、応募作品数を集計した後、警察庁が審査業務を委託した民間業者（以下「委託業者」という。）宛てに応募作品を送付するものとする。

また、委託業者に応募作品を送付する際は、別紙「集計表」を添付するとともに、2枚以上にわたる作品については、縦書きの場合は用紙の右上を、横書きの場合は用紙の左上を必ずホッチキス止めし、100作品単位で一束にまとめ、送付するものとする。

なお、委託業者に対する応募作品の送付期限は、令和5年6月23日（金）（必着）とする。

（送付先）

〒700-0023

岡山県岡山市北区駅前町2丁目5-24 JR岡山駅第2NKビル5階  
株式会社グロップ

#### イ 委託業者による審査

応募作品の送付を受けた委託業者は、あらかじめ定められた手続きに基づき、所要の審査を実施し、その結果について警察庁へ報告するものとする。

### (2) 二次審査

警察庁は、令和5年度「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール審査委員会を開催し、同審査委員会の審査結果に基づき3(1)記載の各賞の受賞作品を決定するものとする。

## 3 受賞作品の表彰

### (1) 表彰予定

ア 国務大臣・国家公安委員会委員長賞（各部門1名）

イ 文部科学大臣賞（各部門1名）

ウ 警察庁長官賞（各部門3名）

エ 審査委員奨励賞（審査委員会において必要と認めた数）

オ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞（各部門5名程度）

カ 警察庁犯罪被害者支援室長賞（各部門30名程度）

### (2) 表彰式日時・場所

別途通知する。

なお、表彰式については、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて東京都内において開催する「中央イベント」において実施する予定である。

### (3) 表彰の伝達

各賞のうち、上記(1)ア及びイの受賞者並びにその付添者1名を表彰式に招待し、受賞者について表彰を行うものとする。

なお、その他の受賞者については、該当する警察本部宛てに表彰状を別途送付するので、適宜の方法により伝達すること。

#### 4 受賞作品の公表等

受賞者の氏名、学校名、学年、作品等について、新聞、広報誌、作品集等の印刷物やホームページ等で公表するため、警察庁から2(2)の審査結果の通知を受けた警察本部犯罪被害者支援担当者等は、受賞者及びその保護者等に対し、氏名等の公表に係る確認を行うものとする。

#### 5 主催

警察庁

#### 6 後援

内閣府、文部科学省、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク及び公益財団法人犯罪被害救援基金

# 令和5年度 犯罪被害者支援 「大切な命を守る」 全国中学・高校生作文コンクール

## 【作品テーマ】

事件や事故等の犯罪被害について、「命の大切さを学ぶ教室」を受講し、又は報道等により知り得たことなどを踏まえ、被害者の置かれる状況や心情を理解し寄り添うことの大切さについて触れつつ、大切な命を守り、被害者を生まず誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現することに関して、自分の考えや意見等を表現した作品

## 【応募締切】

令和5年6月15日（木）

※ 応募方法など詳しいことは裏面をご覧ください。

社会全体で被害者を支え、  
被害者を生まず誰もが安全で  
安心して暮らせる社会  
を目指そう



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
ギョっとちゃん



警察庁  
National Police Agency

### 【応募区分】

- ・ 中学生の部
- ・ 高校生の部

### 【応募資格】

全国の中学又は高校生（原則として現在も在学する生徒）

### 【応募規定】

- 中学生の部・・・1, 200字程度
- 高校生の部・・・1, 600字程度
- ・ 原稿用紙、罫線紙の別、縦書き、横書きなどの様式は問いません。
- ・ パソコンで作成する場合は、1枚当たり縦書き又は横書き20字×20行で作成してください。
- ・ 応募作品には必ず、題名（内容にふさわしいもの）、学校名、学年、氏名（フリガナ）を記載してください。
- ・ 自作、未発表の作品に限ります。

### 【賞（予定）】

国務大臣・国家公安委員会委員長賞  
文部科学大臣賞  
警察庁長官賞  
審査委員奨励賞  
警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）賞  
警察庁犯罪被害者支援室長賞

### 【表彰式】

11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて東京都内で開催する「中央イベント」において、国務大臣・国家公安委員会委員長賞及び文部科学大臣賞の表彰を行う予定です。

### 【応募方法】

- ・ 「命の大切さを学ぶ教室」の受講者は、学校に作品を提出してください。
  - ・ 上記以外の作品については、学校又は学校所在地を管轄する警察本部若しくは警察署に提出してください。
- 応募作品の一切の権利は警察庁に属します。
  - 作品は返却しません。
  - 受賞作品、受賞者の氏名、学校名、学年等について、新聞、広報誌、作品集などの印刷物やホームページで公表します。
  - 応募者の個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲で利用します。応募者の同意なく、他の目的に利用することはありません。また、警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはいたしません。

**【主催】** 警察庁

**【後援】** 内閣府 文部科学省 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク  
公益財団法人犯罪被害救援基金

### 【お問合せ先】

- ・ お住まいの地域を管轄する都道府県警察本部の犯罪被害者支援担当
- ・ 警察庁長官官房教養厚生課犯罪被害者支援室  
「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール担当 TEL 03-3581-0141